



蓮華草

第10回記念  
一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会  
全国大会 in 愛知  
大会要綱



杜若

花菖蒲



開催日時 平成26年10月21日・22日  
開催場所 ロワジールホテル豊橋

主 催

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

菖蒲

# ～親の想いを社会に届けたい～

知的障害を持つ人が、新しい生活施設  
(それぞれの人にふさわしい生涯を通じ、24時間切れ目のない一貫した支援を  
受けられ、安心して、快適に、共に暮らせる)  
での終の住処を…



## 主 催 者 挨 捶

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

代表理事 由 岐 透

全施連（全国知的障害者施設家族会連合会）は、現在は障害者総合支援法と名称変更がされた障害者自立支援法制定を契機として、2005年に結成されて以降、知的障害を持つ当事者の家族が主体となって知的障害者の権利の確立と、自立した個人として生存することを保障する社会を作り上げることを目標として各種制度政策に対する提言、要望等の活動を積極的に展開しています。全施連は毎年日本全国の家族連合会の持ち回り、その地域の家族会の仲間や自治体の協力や支援を得て、全国大会を開催しています。記念すべき第10回の全国大会を愛知県の家族会連合会の協力の下、豊橋の地で開催するはこびとなりました。

この10年間は目まぐるしく障害福祉制度の法律、制度が変わりました。2000年社会福祉基礎構造改革にはじまり、2003年には支援費制度が施行され、戦後続いてきた、措置制度が契約制度に変わり障害福祉政策が質的に変化しました。2004年グランドデザイン、そして支援費制度と介護保険制度との統合問題が浮上したまで、2006年障害者自立支援法が施行されました。この年国連が障害者権利条約を採択、2009年には障害者制度改革推進本部、推進会議、推進部会が設置されました。時を同じくして、長きにわたった自民党と公明党の連立政権から民主党を中心とする連立政権に変わりました。国は自立支援法が違憲であると訴えた訴訟団、弁護団に謝罪し、基本合意文書が交わされました。

2010年障害者自立支援法一部改正、2011年障害者虐待防止法が成立、障害者基本法の抜本改正が行われました。また障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言、いわゆる「骨格提言」が出されました。2013年障害者総合支援法が施行されました。

しかしながら、私たちが10年間主張し続けている契約制度、応益負担、障害支援区分、日割り計算、事業体系等基本問題は解決されていません。障害者総合支援法の附則に検討規定が5項目ありますが、なかでも障害支援区分、意思疎通の問題では知的障害者が谷間に置いて行かれるのではないかと危惧しています。全施連が主張している障害支援区分（障害程度区分）の廃止は利用者補助（個別現金支給）方式と直接契約（自己責任）の仕組みを変えなければ解決が難しい問題であると思います。現行の障害者総合支援法を根本的に改め、障害者の権利法として新たな福祉法の制定を求めます。

障害を持つ人が、一人の市民として認められ、平等に生活できるそのための環境を社会の責任で整える、このような新しい時代を目指して幅広い方々と連携し、活動して行きたいと思います。

最後になりましたが、山本 勇実行委員長はじめ、大会成功にお力添えを頂きました多くの方々に心から感謝申し上げ開会の挨拶といたします。

目 次	
主催者挨拶	1
愛知県知事祝辞	2
豊橋市長祝辞	3
開催要綱	4
新しい生活施設のあり方に関する提言	6
情勢報告	12
鼎談要旨	16
全員参加型討論会・メモ	19
大会決議文(案)	20
一緒に考えてみませんか？	21
平成26年度全施連名簿	23
協賛広告	25



## 祝　　辞

愛知県知事 大村秀章

平成26年度第10回記念一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会全国大会が、ここ愛知県において盛大に開催されますことをお喜び申し上げますとともに、遠路御来県いただいた皆様を心から歓迎申し上げます。

皆様におかれましては、日頃から知的障害者施設を利用する方々の福祉向上と、その豊かな生活と権利を守ることを目的として、様々な活動に積極的に取り組まれておられますことに心から敬意を表する次第でございます。

さて、障害のある人も共に地域の一員として暮らすことができる社会を実現していくことは、私たち全ての願いです。愛知県では、今年3月に、2020年までに本県で取り組むべき重点的な戦略を明らかにするための「あいちビジョン2020」を策定し、重要政策課題の一つに「障害者支援」を掲げました。

その中で、具体的な政策の方向性として、重度の障害により地域や在宅での生活が難しく施設での対応を要する場合でも、できる限り身近な地域で専門的な療育や医療支援を受けられる全県的な療育・医療支援体制を築いていくことといったしました。

また、障害のある人やその家族、地域住民、NPOなどが行う活動は、障害のある人の社会参加を促進し、地域における障害への理解を深めることにつながるとともに、本人や家族同士の交流を通して、悩みや不安を軽減できる場ともなることから、ボランティア活動や交流会、ペアレントメンターによる相談事業など、障害のある人やその家族、NPO等民間団体が行う活動を支援してまいります。

そのほかにも、アート展やスポーツ大会の開催により障害のある方の活躍の場を拡大するなど、障害の有無によって分け隔てられることなく、身近な地域で共に暮らせる新しい社会に向けて、更に強力に取り組む所存であります。

最後になりますが、討論会や交流会などの開催を通した皆様方の活発な話し合いにより、本大会が実り多いものとなりますよう心から祈念いたしますとともに、皆様の今後ますますの御活躍、御健勝をお祈り申し上げまして、お祝いの言葉といたします。



## 祝　　辞

豊橋市長 佐原光一

第10回記念一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会全国大会が、多くの関係者のご尽力により、ここ豊橋市で盛大に開催されますことをお慶び申し上げますとともに、全国から本市にお越しいただきました皆様を心から歓迎申し上げます。

貴会の皆様におかれましては、日頃より知的障害のある方々、中でも知的障害者施設を利用する方々を取り巻く諸問題について、本人や家族の視点から、福祉の増進やご家族への支援に積極的に取り組んでおられますことに、心から敬意を表します。

今大会では「『知的障害を持つ人の生涯を考える！』～その人に合った終の住処はどこですか～」のテーマのもと、講演や討論会などが予定されていますが、新しい生活の場としての施設の在り方などをはじめ、活発な議論により実り多き大会となりますようご期待申し上げます。

本市におきましては、今年度から、障害者施策に関する総合計画である「豊橋市障害者福祉計画」が新たにスタートし、とよはし総合相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化、こども発達支援センターを中心とする療育支援体制の充実とともに、東三河地域における知的障害のある児童生徒の教育環境の向上を目指した豊橋市立くすのき特別支援学校の建設など、福祉と教育が連携した取り組みを進めています。さらに平成28年度の「障害者差別解消法」の施行に向け、職員への研修や市民への啓発などの準備も進めているところです。

国におきましては、本年1月に「障害者権利条約」が締結され、この間、障害者基本法の改正をはじめとして、障害者虐待防止法・障害者優先調達推進法の施行など障害者を取り巻く環境は大きく進展しています。こうした中で、「障害のある人もない人も、互いに尊重し、支えあう地域社会の実現」を目指し努力してまいりますので、皆様方には、今後とも共に歩んでいただきますようお願い申し上げます。

さて、本市には国道一号線の真中を走る路面電車や旭山動物園のモデルにもなった総合動植物公園、勇壮な手筒花火、日本一の農産物を活かした食文化など見どころが数多くあります。本大会を機会に豊橋の魅力を十分に感じていただき、素晴らしい思い出を作っていただけましたら幸いに存じます。

最後になりましたが、節目となるこの第10回大会のご成功と、ご参会いただきました皆様方のご健勝、あわせて全国知的障害者施設家族会連合会の益々のご発展を心から祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

平成26年度  
第10回記念一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会全国大会in愛知

## 開 催 要 約

『知的障害を持つ人の生涯を考える！』  
～その人に合った終の住処はどこですか～

### ◆ 開 催 趣 旨 ◆

私たちは一昨年、従来型の入所施設を守るのではなく、安心して生涯を見通しそれぞれの人にふさわしい暮らしの拠点を求めて「新しい生活施設の在り方」《親の想いを社会に届けたい》の提言をいたしました。国では、障害者基本法改正、障害者差別解消法等の成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、障害者権利条約の批准を承認し、本年2月19日に国連より発効されました。しかしながら、障害者総合支援法は依然として我が子らが安心で豊かな生涯を全うできる生活の場を保障していません。

記念すべき第10回大会は円卓を囲み、基調鼎談を基にして、今一度全施連原点である”膝突き合わせ”「終の住処はどこですか」について、全国の親、家族、きょうだい、支援者が語り合うことで《新しい生活施設の具体像》を考えることを開催趣旨とします。

◆主 催：一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会

◆主 幹：愛知県知的障害者施設家族会連合会

◆協 賛：三重県知的障害者施設保護者会連合会・岐阜県知的障害者施設家族会連合会

◆後 援：

厚生労働省・愛知県・豊橋市・公益財団法人日本知的障害者福祉協会・特定非営利活動法人日本障害者協議会・社会福祉法人愛知県社会福祉協議会・社会福祉法人豊橋市社会福祉協議会・一般社団法人愛知県知的障害者福祉協会・一般社団法人愛知県知的障害児者生活サポート協会・愛知県知的障害者育成会・特定非営利活動法人愛知県自閉症協会<つばみの会>・愛知県肢体不自由児・者父母の会連合会・豊橋市手をつなぐ育成会・豊橋観光コンベンション協会・ジェイアイセントラル(株)・(株)中日新聞社・読売新聞社・朝日新聞社・毎日新聞社・中部日本放送・東海テレビ放送・メーテレ・中京テレビ放送(株)・テレビ愛知株式会社・(株)東愛知新聞社・(株)東海日日新聞社・エフエム豊橋・豊橋ケーブルネットワーク「ティーズ」・名鉄観光サービス

◆期 日：平成26年10月21日(火)～22日(水)

◆会 場：ロワジールホテル豊橋  
〒441-8061 愛知県豊橋市藤沢町 141  
Tel 0532-48-3131 · Fax 0532-46-6672

◆参加対象者：

- ①知的障害者施設・施設家族会関係者
- ②その他知的障害福祉に関心のある方

◆参 加 費：1) 大会参加費 5,000円（会場費・資料代・講師招聘費等の大会運営費）  
2) 経験交流会 7,000円（希望者のみ）

### ◆日 程：

#### 【第1日目 (10月21日・火)】

11:30 12:30 12:50 13:00 13:30 13:40 15:20 15:30 17:30 18:10 20:10

受付	開会式	休憩	情勢報告	休憩	鼎談	休憩	全員参加型討論会	休憩	経験交流会
----	-----	----	------	----	----	----	----------	----	-------

#### 【第2日目 (10月22日・水)】

9:00 10:30 10:40 12:00 12:10 12:30

討論会報告	休憩	討論会報告・まとめ	休憩	閉会式
-------	----	-----------	----	-----

### ◆研修プログラム：

#### 【第1日目 (10月21日)】

##### 《情勢報告》

「国の動向現況と全施連の取り組み」  
全国知的障害者施設家族会連合会 理事長 由岐 透氏

##### 《鼎談》

「新たな生活施設の具体像～終の住処はどこですか」  
北九州市立大学文学部 教授 小賀 久氏  
埼玉大学教育学部 准教授 宗澤忠雄氏  
全国知的障害者施設家族会連合会 顧問 福田和臣氏

《全員参加型討論会…テーブル毎に鼎談を基にして求める終の住処を話し合う》  
“我が子、家族、きょうだいの豊かな人生をみんなに学び、考え、話し合いましょう！”

#### 【第2日目 (10月22日)】

##### 《全員参加型討論会・テーブルからの報告》

コーディネーター：岩本邦雄氏(全国知的障害者施設家族会副理事長)

##### 《助言・まとめ》

小賀 久氏 (北九州市立大学教授)  
宗澤忠雄氏 (埼玉大学准教授)  
福田和臣氏 (全国知的障害者施設家族会連合会顧問)  
南 守氏 (全国知的障害者施設家族会連合会副理事長)

### ◆大会決議(案)の採択：

### ◆閉会行事：閉会挨拶

◆経験交流会：大会参加者が、さらに相互に意見交換、情報交換を深めるとともに、親睦を図る。  
(ホリデイホールロビーにて、生活施設作品販売 “マルシェ 穂の国”)(予定)

### ◆大会事務局(問合せ先)：

●全国・兵庫県知的障害者施設家族会連合会〈南波孝子〉  
〒650-0016 神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市立総合福祉センター2F  
Tel 078(371)3930 · FAX 078(371)3931 · mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp  
URL : http://zenshiren.web.fc2.com／事務局(月・水・金10:00～4:00)

●愛知県知的障害者施設家族会連合会  
〒458-0812 名古屋市緑区神の倉1-167 山本勇方  
Tel 080-5130-4061 · Fax 052-876-1619 · mail : sumi8761619@mc.ccnw.ne.jp

# 家族が求める暮らしのあり方 ～親の想いを社会にとどけたい～

## 【前文】

わたしたち全国知的障害者施設家族会連合会（以下、全施連）は、障がいのある人のための多様な居住形態の一つとして、新しい生活施設の設置を求めるものであり、そのあり方についてここに提言する。

障がいのある人の権利を実現するため、国連を中心とする国際的気運は時を経るごとに高まりを見せ、特に1981年の国際障害者年を契機として、ノーマライゼーション思想がわが国でも展開された。障がいのある人を忌避し、地域社会から隔離する手法として位置づいてきた施設収容という非人間的施策を、批判的に吟味する契機を与えてくれた点で、この思想は多大な成果をもたらした。しかしながら同時に、生活施設を全否定するという副産物をもたらすことともなった。一部の身体障がいのある人によって行われた、生活施設は障がいのある人の自由な意思と行動を奪う、存在悪であるという指摘はその代表的なものである。このノーマライゼーション思想を実現する手法として展開されたのがインテグレーション（統合）であったために、生活施設がこれまでに果たしてきた役割は、過不足なく評価されず一方的に否定され、障がいのない人との場の共有のみが形式的に最優先された。いつの間にか“地域こそが理想郷”とされてきたのである。

しかし「重荷」となっていた障がいのある人が生活施設を利用し、そこで実践を通して誰の目から見ても発達的に変化したという事実によって、家族の主体を形成する契機となり、なくてはならない家族の一員として位置づけ直していくことも事実として多くあるのだ。実はそここそ施設福祉の意義が存在するのである。北欧がそうであるように、今後、日本の生活施設にも、豊かな選択肢が用意され、大規模施設は自由が利くように小規模化され、地域に開かれていくという方向性が打ち出されていかなければならない。特に重度の知的障がいのある人が人権を守られ、安心安全に暮らしの営みを築くことができる条件は、地域には整備されていない。ノーマライゼーションの実現は、生活施設も含めた豊かな選択肢をどれほど地域の中に用意できるのかにかかっているのである。

わが国のノーマライゼーション思想の理解の仕方は、場の共有のみに力点が置かれ、そのために、障害の種別や状態、特性を考慮した暮らしのあり方に関わって、障がいのある人のノーマルな生活とは何かを十分に吟味するプロセスが奪われてきた。障がいのない人の暮らし方の中に、障がいのある人のそれを統合させることが最優先課題とされてきたのである。それによって重度の知的障がいのある人の暮らしに混乱や問題が生じるなどとは疑いもしない認識に、障がいのあ

る当事者も、わたしたち保護者も困惑し翻弄されたのである。

こうしたノーマライゼーション思想の表層的理解は、わが国の障害福祉政策に混乱をもたらしたと指摘せざるを得ない。何よりも生活施設に人間的な暮らしを築くための、国家的努力を放棄したのだと指摘せざるを得ないのである。

ノーマライゼーション思想発祥の国デンマークにさえ、今も生活施設が存在する。わが国と決定的に異なる点は、旧態然とした貧相な施設を維持させるのではなく、居住形態の発展的変更や施設開放による地域住民との交流に取り組み続けていることにある。ノーマライゼーション思想を、障がいのある人の“施設から地域への移行”や、障がいのある人とない人の“場の共有・統合”という狭隘なものとして誤解してはならない。ノーマライゼーション思想は“その人らしさの保障”という包括的な概念として理解されなければならないのである。

わたしたち全施連は、障害者の隔離政策の主翼を担った旧態然とした“収容”的イメージを色濃く残した生活施設を維持させることについては反対である。

施設福祉対策中心であった戦後日本の障害者支援策は、最低基準が最高の基準となってしまう低劣な補助金制度の下で運営されてきた経緯がある。

一方的に障がいのある人の暮らしのあり方を決めつけてしまう施策は間違いである。障がいのある当事者の選択する権利を軸にして、家族、関係者が共感し納得できる暮らしの場の選択肢が多様であることが重要であり、多様で充実した選択肢を提供することこそが、国と地方公共団体の役割である。

私たちの主張は“施設も地域も”併存させよということではない。生活施設の施設設備や機能を地域生活の拠点とすべく開放し、生活施設を地域生活の一形態として共存させよということである。

障害のある人の地域生活における自立は、当事者の必要に応えうる多様な社会資源と支援サービスの社会的保障によって成立することはいうまでもない。ここに「利用者こそ主人公（=利用者主体の原則）」の魂を宿らせるには、個別サービスの利用過程（利用に至る手続きの過程を含む）、サービス提供事業所の運営過程、および障害者施策の決定過程のすべてに、当事者・住民・事業者の参画が保障されなければならない。参画の保障範囲を狭く当事者に限定しない意味は、地域で「ともに生きる」内実をこれらの全過程で創造すべきだからである。

以下、わたしたちの提言を述べるので、十分にご検討いただき、実現のための施策を可及的速やかに具体化していただきたい。

また、全施連の成り立ちと設立趣旨、およびこれまでの経緯について、末尾にまとめているので、ご一読いただきたい。

## 【1・理念】

人間の尊厳（その人が人として生まれてきたから尊い）が重んじられ、誰もがその人らしい生き方を国が責任をもって守る仕組みの追求

その人らしい暮らしとは、「どのような場に居ようとも人間としての権利や尊厳が平等に保障

されること」であり、知的障害のある人の特性を理解し、支援を得ながら自己選択・自己決定（以下、「意思決定」）の実現ができる暮らしだである。

障害者自立支援法（以下、「自立支援法」）や総合福祉部会の『障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言—新法の制定を目指して—（以下、「骨格提言」）』が言う「障害のある人も家庭や地域で、ともに生活できる社会づくり」でもない。なぜなら、この意味は、家庭を作り営むことができ、人間関係を構築できる人たちを前提にしており、多くの知的障害のある人はいくら社会が変化したとしても、自ら家庭を作り営む事が困難な上に、近隣の人との関係を持つことが不得意である。つまり、制度が充実し社会が成熟したとしても「地域」で「共に生活」ができ難い多くの知的障害のある人がいることを直視することから論じなければならない。

自立支援法が施行されるまで、本質的な問題点を理解できなかった私たちは、自立支援法を契機として、いま、日本の障害者福祉から何を気づき、何を学んだかが問われている。自立支援法は財政の軽減化、骨格提言は障害者権利条約19条(a)等の思想性と違いはあるものの、共通する「地域移行」という用語によって、生活を支える重要な社会資源であり、現状では地域の中に位置づいている生活施設が、さも地域にはなり得ないかのような流れを作り、また、どこで暮らすかは本人の意思決定によるとしながらも、生活施設での暮らしとそこに住まう当事者の権利を否定している矛盾がある。

国の地域移行という施策で、当事者やその家族の意思決定を無視して施設から出すことは人権侵害であり、一方、個人と環境の相互作用によって起きる社会的障壁を障害と定義し、合理的配慮の欠如が差別だというなら、無策に環境の整わない「地域移行」を勧めることは差別だと言える。私たちは、この「地域」「共に生活」といった曖昧な概念に惑わされない。

国家財政の軽量化を目指す生活施設削減策である「地域移行」が精鋭化すればするほど、生活施設利用者は屈辱的で差別的な扱いを受けることにつながってきている。このことに合理的配慮を欠いた骨格提言の崇高な理念自体も疑わざるを得ない。

どこで暮らすかではなく、人間の尊厳や意思決定を重んじる人に囲まれながら、その人らしく暮らせるか否かが重要なことである。

私たちは、価値観を同じくする人たちとの新しい暮らしがありうると考えており、知的障害の特性を見失うことのない支援者と共に暮らすという生活施設を追求していく。

## 【2・求めている暮らしの姿】

知的障害のある人が生涯を通じ24時間切れ目のない一貫した支援を受けられ、安心して、快適に、そして共に暮らせるしくみの構築をすること

知的障害者はその障害の状態にかかわらず、本人主体とする24時間365日切れ目のない一貫した支援が必要である。一貫した支援とは限られた生活空間で行われることを指すのではなく、本人主体の幅広い生活空間で行われる活動の支援が安全に配慮されたものであることである。安全な暮らしのための配慮が必要な知的障害のある人には命の安全と健康保持、更に衛生面での配慮を保障したものでなければならない。

具体的には、

### ①家族の絆を知的障害のある人の暮らしの中に確立する

血縁、地縁など様々な縁で繋がっていた社会が崩れ、知的障害のある人の餓死を始めとする無縁死、孤独死、孤立死が日々報道されている。無縁社会が進むにつれて知的障害のある人が安心して暮らせる場所がなくなってきた。

今日まで、多くの知的障害のある人が誰に看取られ、どこで亡くなっているのかが不明であることから、家族に看取られた人はごく少数であることは容易に推察できる。

そうならないために、生活施設を中心とした新しい家族縁で結ばれた絆を作りたい。

知的障害のある人の「家族が将来をとおして安心できる我が子らの新しい家族・家庭作り」の支援、また、その家族の人権も大切にする支援ができる人々が必要。

### ②利用者主体の支援の仕組みを作る

知的障害のある人の生涯の支援を商品化（自立支援法の障害者福祉サービスがほぼ該当）して、売買の対象とする福祉ビジネスは強く否定する。その人をその人としてありのまま理解し、我がこととしてできる職員による下記の支援及び考え方が必要である。

・人の生涯をとおしての支援の大しさ。短期間は無論のこと長期間の病気療養（いわゆる自宅療養）、引きこもり、高齢化そして看取りまでなどの見通しを持った暮らしの支援

・利用者主体を保持する知的障害のある人における意思決定とは、本人と家族を含めたチームとして支える協働選択・協働決定（以下、「協働決定」）の支援、ここで言う協働決定とは、何（どちら）を着るか、何（どちら）を食べるかなどの日常生活上で行われることも含めた人格権を指しており、それは最大限尊重されるべきことである。

知的障害のある人の協働決定については最善の利益を組み合わせることができ、それを国及び地方公共団体は守らねばならない。

③利用者主体と契約は結び付かない健康で文化的な生活を送るための人格権が、障害福祉サービスを選択（意思決定）する選択権に置き換えられ、司法上、責任能力を持たないと言われる知的障害のある人が契約を行うことになる。

その契約は、障害程度区分による障害福祉サービスの制限と共に民である知的障害のある人と民である障害福祉サービス事業所とで結ぶ所謂「民々契約」と言われるものである。これは、知的障害のある人にとっては、国や地方公共団体が障害福祉サービスに要する費用の支給をする責任にとどまり、人格権保障の責任回避につながっている。

### ④知的障害のある人の自立とは一人の人間として尊厳を持って生きることである

・知的障害のある人の自立とは、「自分の糧は自分で稼ぎ、人に迷惑をかけないで生きる」ことではない。どんなに濃密な支援を受けていても一人の人間として尊厳を持って生きていくことである

・その人格権の保障に必要な支援に要する費用は、全額公が賄うべきである。

なぜなら、人格権の保障に要する費用であるためである

### ⑤あらゆる社会参加の機会が重要である

・知的障害の状態によっては、働くことでの賃金を得る目的にするのではなく、社会参加の機会と捉え、障害の状態や特性に合わせて本人主体の「働く（社会参加）」と考えることが大切である。

・知的障害のある人の支援は、日単位、昼夜単位、時間単位の時間的に分けられた支援でなく、必要なときに必要な支援が得られる仕組みが必要である。

### 【3・提言新しい生活の場としての生活施設を新設する】

家族を自らが作れない多くの知的障害のある人が家族縁で結ばれ、安心して快適に暮らせる生活施設を新設すること

我々が求める生活施設は、旧法でいう入所更生施設でも入所授産施設でもなく、新事業体系でいう昼夜分離の障害者支援施設でもない。

地域に存在し生涯を通じて家族縁で結ばれた人たちに囲まれ、安心して快適に暮らせる家としての生活施設である。器の大小、人数の多寡はさほどの問題ではなく「同じ釜の飯を食べ、同じ屋根の下で暮らし、喜びも悲しみも分かち合う」という家族的な人間関係が重要である。

- ①生涯にわたって快適で安心した暮らしを営むことのできる家として位置づけた継続的で一貫した支援を享受できる住まいであること。
- ②人たるに値する現代的生活水準であること。
- ③この住まいは、生涯にわたる暮らしの場であるにふさわしく、家庭的な慈しみ合いと支え合いに溢れる間柄を柱とするものであること。
- ④住環境を考えるとき、それは単に器の大小や人数の多寡ではなく、支援の充実度、安全性、快適性、友人、隣人等々の暮らしに必要な様々な条件が加味されなければならない。
- ⑤ショートステイやレスパイトケアへのニーズに応える地域福祉の中核的な社会資源として、その求めに即応できること。
- ⑥施設周辺に、地域社会の協働・交流に資する社会資源として、児童公園、公民館、児童館等を必ず設置し、近隣者と施設利用者が自然に交わることによって、社会の一員として尊重しあえる間柄を創出する拠点とすること。
- ⑦生活施設を障害者にふさわしい環境として生涯にわたり住まう場所として、国及び地方公共団体は保障すべきであること。
- ⑧看取りの場としての生活施設の役割  
終末期を共に生活し慣れ親しんだ人たちに看取られることができる生活の場として位置づけること。

### 【4・国家責任について】

国家責任として障害者にかかる費用は、全額国が負担すべきであり、また、偶然障害を持たなかった国民は、障害者を税金で支援する理解が必要であることを説明する責任があること。

国・都道府県及び実施主体の市町村責任が支援費用の給付に留まる現金給付制

度は知的障害のある人の生涯にわたる支援に大きな不安を引き起こしている。国及び地方公共団体は支援という現物の給付を行い、支援に対して全面的な責任を負うと同時に、このことについて国民の理解を求める責務を負うこと。

製作：平成24年8月1日

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)

施設のあり方検討プロジェクトチーム

〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1

神戸市立総合福祉センター2F

神戸市知的障害者施設家族会連合会内

Tel 078(371)3930・FAX 078(371)3931

事務局（月・水・金／10:00～16:00）

# 情勢報告

## はじめに

アフリカ、中東、東ヨーロッパ、世界中で紛争、戦争状態になっています。東シナ海や南シナ海で緊張状態が続いています。こうした世界の情勢のなかで安倍内閣は立憲主義に反して「集団的自衛権」の行使を容認した閣議決定を行いました。憲法改正の手続きを無視した日本国憲法の解釈改憲です。日本国憲法第9条でなぜ「集団的自衛権」を行使できるのか。

日本政府は「個別の自衛権」は行使できるが、「集団的自衛権」の行使は憲法上許されないと解釈してきました。

国際法上、容認されている武力行使は三つ。  
①個別の自衛権＝自国に対する他国からの武力攻撃に対して、自国を防衛するために必要な武力行使をする権利  
②集団的自衛権＝自国が攻撃されていなくとも、自国と密接な国が攻撃を受けた場合、防衛するために武力を行使する権利  
③国連の集団安全保障措置＝加盟国に侵略行為があった際、経済制裁等で解決しなかった場合に安全保障理事会の決定により武力を行使することができる

「集団的自衛権」とは他国の戦争に参戦することあります。二度と戦争をしてはならない。戦争になれば軍事費にお金が使われ障害者、お年寄り社会的弱者が大きな影響を受けます。社会保障、障害福祉予算が削減されるのは必至です。障害福祉の向上は世界情勢、国内の政治、経済情勢と密接な関係があります。世界中で起こっている紛争、戦争の根本的な原因は貧富の差、格差社会の進行にあると思います。新自由主義経済のもとでは各国の富の90%を1%の人が持ち、10%の富を99%の人で分配する。日本は現在格差社会が進んでいます。この仕組み変える大きな視野と障害分野を深く掘り下げる二つの視点が必要です。

## 1. 消費税と安倍政権の社会保障

今回の消費税の増税は、社会保障の充実を名目にしていましたが、安倍政権のもとでは、充実どころか、2012年8月に成立した社会保障制度改革推進法にもとづき、社会保障の削減が進められています。

すでに、2013年8月から、生活保護基準の引き下げが行われ、10月からは老齢・障害・遺族年金給付が1%引き下げられました（2014年4月から物価上昇分を相殺しさらに0.7%引き下げ、2015年にも0.5%引き下げ予定）。

社会保障制度改革国民会議報告書を受けて、安倍政権は「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律案」を、2013年10月15日に、第185国会（臨時国会）に提出、12月5日に参議院本会議で可決・成立しました（以下プログラム法）。翌12月6日には、改正生活保護法と生活困窮者自立支援法、そして、多くの国民の反対の声を押し切って、特定秘密保護法も成立しています。特定秘密保護法のかけに隠れて、プログラム法については、マスコミでほとんど報道されませんでしたが、同法の成立により、2014年から2017年にかけて、医療制度改革をはじめ社会保障制度改革のための関連法案が順次、国会に提出され改革が実施に移されることと

なります。

障害福祉に関しては、プログラム法の改革対象とはされておらず、子育て支援や高齢者施策と異なり障害者施策は消費税増税による財源投入の対象にもされませんでした。障害福祉関係の費用も、他の社会保険費同様、安倍政権のもとでは削減のターゲットとされていることは間違いない、消費税の財源から外されたことによって、先細りが懸念されます。

## 2. 障害者総合支援法

2013年に施行された障害者総合支援法は私たちの願いである契約、障害支援区分、日割り計算等根本的なことは何一つ解決していません。現在行われていることは障害者総合支援法の附則の検討規定<sup>\*</sup>について議論されています。

※検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法施行後3年を目途として、以下について検討）

- ①常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ②障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤精神障害者及び高齢者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

知的障害者の意思疎通の支援は小学校に入学するまでの幼児期から医学、福祉、教育、IT等の専門的総合的なチームでの支援が必要あります。知的能力の発達の遅れは点字や音声、車椅子では解決しないものです。

知的障害者の自己選択・自己決定には意思疎通支援が重要です。しかし、知的障害者はこの意思疎通の支援から置いて行かれる状況にあります。

知的障害者に対して意思疎通支援策を講じることが重要あります。

## 3. 障害支援区分（障害程度区分）

幾ら障害支援区分の名称変更や障害支援区分の見直しを行っても知的障害の支援は十分でないと思います。「必要充足原則の視点から見れば、保育、教育、医療、介護等の社会サービスは、明らかにこの現物支給方式が適切かつ妥当である。なぜなら、これらの領域において必要とされる社会サービスは、たとえば保育・教育では子供と保育士・教師とが直接に向き合う保育所や学校において、また医療では患者と医師が向き合う医療現場において、判断され、決められるものだからである。一般に、一人の人間がその生存・発達のために必要とする医療・教育等の社会サービスは、教育では生徒と教師のコミュニケーション関係のなかで、医療では患者と医師とのコミュニケーション関係において、必要な量と質が決まるものである。」（神戸大学名誉教授。二宮厚美）障害福祉サービスは現物支給方式にすべきであります。障害者総合支援法は利用者に個別現金支給方式であるため障害支援区分が必要となるので必要充足原則からは現物支給方式にすべきであります。そうすれば障害支援区分も必要のないものとなります。

## 4. サービス等利用計画と介護保険優先適用問題

2015年度から通所・入所・居宅サービスを使っている人全員に相談支援事業所の相談支援専門家が「サービス等利用計画」を作成することになっています。現在は在宅の人からはじめていま

す。施設利用者には「個別支援計画」が作成されているのに、「サービス利用計画」がなぜ必要なのか考える必要があると思います。「65歳問題」と密接に関連していると思われます。障害者総合福祉法には、介護保険優先適用条項（法7条）があり、障害者が65歳以上（介護保険法令で定める特定疾病による障害の場合には、40歳以上）になると、介護保険の適用となります。要介護認定を受けなくてはならず、要介護ごとに支給限度額（実質的な給付上限）が設定されるため、介護保険適用となる介護サービスの利用が制約され、また利用者負担も完全な応益負担となり、負担が増大しています。障害福祉サービスの利用者の高齢化に伴い、この65歳問題は深刻な問題となっています。

## 5. 配置医師

厚生労働省令78条に入所施設を設置する場合、医師の配置が義務づけられていますが、2014年4月配置医師（嘱託医）を置いても、置かなくてもよいという内容の通知が出されました。これは法律違反の通知であります。「保険医が配置医師である場合には、配置されている施設に入所している患者に対して行った診療（特別の必要があつて行う診療を除く）については、自立支援給付において評価されているため、初診料、再診料（外来診療を含む）、小児外来診療及び往診療を算定できない。」また、「保険医が、配置医師でない場合については、緊急の場合または患者の傷病が当該配置医師の専門外にわたるものであるため、特に診療を必要とする場合を除き、それぞれの施設に入所している患者に対してみだりに診療を行ってはならない。」とあります。これは、自立給付のなかに利用者一人当たり年間約3万円が支払われているので国としては二重払いになっているので是正するということです。これは、利用者にとっては医師や治療を自由に選択できなくなり、診療の自由を奪われることになり、容認できるものではありません。

## 6. 制度改革と今後の課題

障害者基本法の抜本改正、虐待防止法、障害者総合支援法、差別解消法等法整備が完了し、障害者権利条約を批准しましたが、これで障害者権利条約に抵触しない障害福祉が実現できるとは到底思えません。法律さえ作れば虐待、障害者差別がなくなるものではありません。

一昨年、全施連は「新しい生活施設のあり方に関する提言」をまとめました。「家族が求める暮らしのあり方—親の思いを社会にとどけたい—」これは、知的障害を持つ人のための多様な居住形態の一つとして、新しい生活施設の設置を求めるもので、従来の「入所施設」を守ろうとするのではなく、安心して生涯を見通すことができる暮らしのよりどころの在り方を提言したものです。入所施設の問題解決を図るための地道でぶれない、積極的で大きな運動が求められています。

障害者運動も、保育運動が提起した、①施設補助（現物給付）方式、②自治体責任による入所・利用という利用方式（知的障害者福祉ではとくに重要になってくる）の重要性を認識し、障害者総合支援法のみならず介護保険法の廃止を打ち出し、新たな総合福祉法の制定運動に積極的に取り組む必要があります。

## MEMO

● 鼎談要旨 ●

# 新たな生活施設の具体像

## ～終の住処はどこですか～



北九州市立大学文学部教授  
**小賀 久** (こが ひさし)

■経歴

現在：北九州市立大学文学部人間関係学科及び大学院社会システム研究科 教授  
専攻：社会福祉援助論、障がい者福祉論  
現在の研究テーマ：「障がいのある人の地域生活支援」、「障がい者・高齢者の権利擁護」  
2001年10月以来、毎年北欧調査を実施  
2004年4月から同年9月までデンマーク教育大学に留学

■社会的活動

福岡県介護保険広域連合第2期～6期介護保険計画策定委員会会長、福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス協議会会長、福岡県介護保険広域連合介護保険計画検証委員会会長、直鞍地区（直方市・宮若市・小竹町・鞍手町）自立支援協議会会長、直方市社会福祉協議会ループル運営委員会会長、飯塚市地域福祉計画審議委員会会長、飯塚市社会福祉協議会権利擁護委員会会長、NPO法人「人権オンブズ福岡」代表理事、全国障害者問題研究会福岡支部長、日本社会福祉学会紀要論文査読委員、全国知的障害者施設家族会連合会顧問など

■著書

単著『デンマーク・障がいのある人の地域生活支援』法律文化社2014年11月（予定）  
共著『福祉論研究の地平』法律文化社2012年9月  
単著『障がいのある人の地域福祉政策と自立支援』法律文化社2009年3月  
共著『障害者の人権と発達』全障研2007年8月  
共著『図説日本の社会福祉』法律文化社2007年6月  
共編著『講座21世紀の社会福祉（全5巻）』かもがわ出版2002年12月  
他



埼玉大学教育学部准教授  
**宗澤忠雄** (むねさわ ただお)

大阪府大阪市生まれ  
埼玉大学教育学部准教授  
障害者虐待防止学、障害者福祉学

「さいたま市誰もが共に暮らすための権利の擁護等に関する条例」（2011年3月成立／政令指定都市初）の条例検討正門委員会委員長を務めたほか、現在、さいたま市の社会福祉審議会会長・障害者の権利の擁護等に関する委員会委員長・地域自立支援協議会会長として、障害者施策の策定、差別・虐待事案への対応・ネットワークづくり等に取り組む。

■主な著書

2012年 障害者虐待—その理解と防止のために（中央法規出版）  
2010年 現代の地域福祉と障害者の発達保障（文理閣）  
2008年 地域に活かす私たちの障害福祉計画（中央法規出版）  
2008年 成人期障害者の虐待または不適切な行為に関する実態調査報告（やどかり出版）

### 障害のある人の暮らしと権利擁護の新時代－障害者権利条約の批准を受けて

#### 1. 障害者の権利条約が批准されるまで

- ・障害者虐待防止法
- ・改正障害者基本法
- ・障害者差別解消法
- ・改正公職選挙法
- ・障害者総合支援法
- ・改正障害者雇用促進法

◇障害のある人のさまざまな権利に関する法的根拠が明確になった

⇒障害のある人の権利行使・権利擁護の課題は実務的で個別具体的な課題となった

#### 2. むらしの中の権利擁護に関する具体的な課題

◇障害者の権利条約12条、19条等から求められる課題

- ・意思疎通・意思決定支援  
⇒家族・親の思いや希望ではなく、知的障害のある本人の権利と意思がすべて
- ・暮らしにおける自由権・社会権の保障  
⇒社会サービスにおける自由権保障の課題はとてもなく重くなった  
外出・買物の自由の制限は、「同意による契約」だけで正当化できない

◇合理的配慮の提供の法的義務をめぐる複雑な諸相を克服する課題

- ・次の報告書は、合理的配慮の提供水準と具体性において天地の開きがある  
①文部科学省－合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告  
②厚生労働省－改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書
- ・合理的配慮の提供が法的義務であるのは、国と地方公共団体のみ  
+独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人  
⇒医療法人社団、学校法人及び社会福祉法人には法的義務はない

◇直接差別の禁止と合理的配慮の提供を実現する筋道の違い

- ・差別の克服は、なぜ虐待対応よりも難しいのか—差別が隠蔽される構造

#### 3. 差別・虐待の克服を目指す希望の根拠地としての暮らし

◇知的障害のある人にとっての親密圏と施設・グループホーム

◇新しい支援者と家族の役割

◇すべてのライフステージの障害のある人に関する課題として追求し続けよう

1. 安かろう悪かろうの旧態然とした施設はいらない、生き残れない  
当事者を中心とできない組織、主体性のない組織は壊滅する時代  
きっかけは介護保険への障がい者介護の統合か
2. 新しい施設（像）はこのように発展する必要がある（スライド参照）  
①地域と「理と利」で繋がる運営を実現する  
理とは（ことわり）のことであり道理、条理、法則を意味する。利は（利益）を意味する  
②当事者主体の援助で際立つ  
施設・設備・備品と人的支援にこだわり当事者・家族からの強固な支持を得る  
③あるいは運営と援助について双方の条件をあわせ持つ
3. 当事者・家族と施設の協働を  
①理事会メンバーに利用者および家族を  
味方としての当事者・家族  
②出資を含めた施設経営への参画を  
理想的な施設づくりには資金が必要であり、要望するだけでは済まないことも  
③協働できる課題を明確にする  
どのようなことであれば協働でき、どのようなことは協働できないのかを明確にする



社会福祉法人愛心福社会常務理事  
**福田和臣** (ふくだ かずおみ)

■略歴

昭和19年6月25日生れ  
昭和42年3月 龍谷大学経済学部卒業  
昭和45年4月 社会福祉法人樅の木福祉会さわらび学園に就職  
昭和58年4月 社会福祉法人愛心福社会愛心園に就職  
昭和62年4月 社会福祉法人愛心福社会愛心園園長に就任  
平成22年3月 社会福祉法人愛心福社会愛心園園長を退任  
平成22年4月 社会福祉法人愛心福社会愛心園企画室  
平成26年4月 社会福祉法人愛心福社会常務理事

■現在

- ・社会福祉法人愛心福社会常務理事
- ・社会福祉法人はりまいのちの電話理事長（自殺予防）
- ・社会福祉法人ひまわり理事長
- ・公益財団法人日本知的障害者福祉協会編集出版企画委員会委員長（月刊「さぼーと」）
- ・特定非常利活動法人セーフティーネット・ハリマオ理事
- ・兵庫県知的障害者施設利用者互助会副理事長
- ・社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会監事
- ・社会福祉法人明桜会理事（障害者支援施設「大地の家」）
- ・社会福祉法人春秋会理事（特別養護老人ホーム「千種の苑」）
- ・加西市介護相談員事業スーパーバイザー
- ・日本社会福祉士会会員
- ・精神保健福祉士協会会員
- ・日本成年後見法学会会員
- ・浄土真宗本願寺派僧侶

■賞 獲

平成16年 2月 5日 大阪高等裁判所長官表彰  
平成19年10月18日 最高裁判所長官表彰  
平成24年5月3日 兵庫県功労者表彰（福祉功労）

MEMO

措置制度から支援費制度、障害者自立支援法、そしてその衣替えをした障害者総合支援法。行政が責任をもつ仕組みから原則的に利用者が責任をもつ方向へシフトされた障害者福祉。

各施設家族会および全国連絡会はそれらの制度が抱える課題を指摘し、是正運動を展開してきました。国や自治体、各分野の政治家の方たちとの議論を重ねてきました。その基本姿勢はぶれていません。

また新しい入所施設についてもイメージを具体化することが出来ました。まだ完成品という事ではなく、今後何度も見直しする必要があるでしょう。

だいたい指向するビジョンや使命、言い換えれば活動の方向性が定まって来たということでしょう。

しかし、大きくてやっかいな課題が残っています。理念的には本人の自己決定（支援）をどう理解するのか、そして施設と家族（会）の関係を整理する事です。施設側も家族（会）もその事を避けて通って来たふうに思います。

次の時代に向けて、そろそろ本気で向き合う時が来ているように思います。それぞれの施設で、また連合体として。

## 全施連H26年度全国大会 大会決議文(案)

我々は、平成26年度第10回記念全国知的障害者施設家族会連合会全国大会in愛知において、障害者権利条約で保障されている障害者の人権や安心・安全・快適な生活が守られる法律や仕組みの制定を求め、引き続き次のとおり活動することを決議する。

### 1. 知的障害のある人たちが、その生涯を通じて、安全かつ安心な生活の場を選択できる仕組みを実現する活動

知的障害のある人たちの「るべき生活の場」については、それぞれの人の生涯を視野に入れ、かつ、本人の希望と選択を最大限尊重する仕組みを構築すべきである。

そのためには、必要とする支援の質・量の確保、十分な所得保障や住宅手当の充実等を図るとともに、自宅、グループホームへの訪問生活支援制度を実施し、住みたいところに住むことができることを保障するべきである。そして国は、これらの取組が不十分なまま、理念先行による地域生活移行を行うべきではない。

我々は、この考え方のもとに、「るべき生活の場」作りの実現に向かっての提言を、国および社会に訴える活動を継続する。

### 2. 知的障害のある人たちへの支援は、個々人の障害特性と支援の必要性にもとづいて行われることを求める活動

利用者支援の方式を、現在の事業者が市町村からの委託費によって支援する現金給付方式から現物給付方式に変更すること。また、障害支援区分にもとづく障害程度の認定と支給決定の仕組みを廃止し、個々人の障害特性および支援の必要性にもとづいて、支援が受けられる仕組みがあるべき姿である。

我々は、このような考え方のもとに、障害者総合支援法に代わる総合福祉法の制定を求める活動に、引き続き取り組んで行く。

### 3. 障害のある人たちの福祉の向上に、志を同じくする障害団体との連携を深める活動

障害のある人たちの福祉のあるべき姿は、それぞれの人の障害特性や生活様式さらにはライフステージに応じて、必要・十分な支援が行われることである。

我々は、この志を同じくする他の障害団体との連携を深め、障害のある人たちの「生涯を見据えた福祉の向上」を、共に目指す活動を進める。

平成26年10月22日

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会

## 一緒に考えてみませんか？ 知的障害をもつ子どもやきょうだいの しあわせなくらしを

### ●組 識

☆ 知的障害者施設にある家族会が都道府県単位に連合会を組織します。  
☆ その都道府県連合が会員となり全国で一つの団体として組織しています

### ●目 的

全ての知的障害者施設を利用する福祉向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的とする。

### ●理 念

#### 《本会としてすべきこと（会の憲章）》

- I. 本会は我が子らの幸せを追求すること。反面、我が子らの幸せを侵害するあらゆるものに対し、全力を挙げて立ち向かうこと。
- II. 本会は知的障害者（児）の全ての親や家族が手を取り合うことの重要性を認識すること。
- III. 本会はもの言えぬ我が子らに代わって正しい意見を言うこと。

#### 《原則（会のルール）》

- I. 異なる意見は互いに尊重し、決して争ってはいけない。異なる意見とは、知的障害者（児）の幸せの姿の違いであり、争うことではないと理解し、議論をつくすこと。
- II. 親個人がいかなる主義主張があっても知的障害者（児）運動に参加するものは党派や信条を超えること。
- III. 施設は知的障害者（児）の人生を豊かにするために存在するものであり、施設職員や一般社会の人々とは、互いに立場を尊重し協力関係にあること。
- IV. よく話し合い、勉強し合い、知りえたことはみんなで共有すること。

#### ノーマライゼーションの定義（三谷嘉明教授）

ノーマライゼーションとは人間の尊厳を護り、個人を可能な限り尊重することにあります。そのためには全ての人に自己選択と自己決定の行使を最大限尊重しなければなりません。人間の尊厳とは自己選択と自己決定の最大限の尊重と同義語です。（中略）

また、ノーマライゼーションとは人間をノーマライズ（正常化）するものではありません。どこまでも人間の個性を尊重することであり「他者と異なってあることの絶対的尊重」「「他者と違う生活様式を生きる権利」の絶対的尊重」あります。

## ■会 費

- ・正会員：1,500円×施設数+6万円
- ・賛助会員：1 施設 3,000円、個人 2,000円

## ■あゆみ

- 平成17年度 9月 全国組織を立ち上げる。（参加14県）
- 平成18年度 10月 第2回全国大会（熊本県）（参加17県）
- 平成19年度 9月 第3回全国大会 愛媛県（141名参加）
  - ・第1回「フィンランド・デンマーク障害者の暮らしを知る旅」
- 平成20年度 9月 全国大会 静岡県（参加22県248名）
  - ・全国統一集会 全国18県 6,000人が参加・第2回「フィンランド・デンマーク障害者の暮らしを知る旅」企画・「障害者自立支援法に関する請願書」署名42万人
  - ・障害者自立支援法の抜本的見直しをさらに進める緊急集会」と請願署名61万人
- 平成21年度 9月 全国大会 島根県（参加23県 290名）
  - ・入所施設存続の請願署名 全国45都道府県より8万人の署名
- 平成22年度 9月 全国大会 兵庫県（参加32 都道府県 701名）
  - ・入所施設存続署名引渡し 8万人分 受け取り議員42名
  - ・伊達市見学・ホルム氏講演（デンマークの福祉事情）
  - ・全施連を応援する有志の会(国会議員)設立・顧問団設立
- 平成23年度 9月 全国大会 千葉県（参加29 都道府県 720名）
  - ・顧問団PT会議「全施連提言」作成
  - ・東日本大震災義援金募集
- 平成24年度 10月 全国大会 大分県（参加25 都道府県 511名）
  - ・東日本大震災義援金
  - ・義援金付Tシャツ販売
 

デンマークよりチャリティーコンサートによる義援金の寄付を受ける
  - 3月 厚労省、有志の会との意見交換会（50人参加）
- 平成25年度 6月 第3回 デンマーク障害者福祉視察の旅
  - 10月 全国大会 北海道（参加26 都道府県 634名）
 

（前夜祭 利用者によるファッションショーやコンサート）

  - ・東日本大震災義援金終了 全国より義援金合計 224,734,216円 義援金付きTシャツ2,115枚
  - ・「生活の場」「意思疎通支援のあり方」検討会

## ■平成26年度全国知的障害者施設家族会連合会名簿

No.	都道府県	理 事	〒	団 体 名 住 所	TEL FAX	加 入 施設数	会員数
1	北海道	石川 誠	064-0806	北海道知的障がい児・者家族会連合会 北海道札幌市中央区南六条西14-21 一般社団法人 福祉共生会内	011-512-8728 (TELと同じ)	94	7,508
2	宮 城	大野眞知子	983-0836	宮城県知的障害者施設親の会連合会 仙台市宮城野区幸町4-6-2 宮城県障害者福祉センター内	022-293-4005 022-293-4010	10	587
3	秋 田	田川 忠男	018-3204	全国知的障害者施設家族会連合会秋田支部 秋田県山本郡藤里町矢坂字下の坂2-1 障害者支援施設 虹のいえ	0185-79-1234 0185-79-1271	6	700
4	栃 木	河内 弘行	321-3221	栃木県知的障害児(者)施設保護者会連絡協議会 栃木県宇都宮市板戸町3650 すぎの芽学園内	028-667-8091 028-667-8092	25	1,730
5	群 馬	田村 照代	371-0843	群馬県知的障害者施設保護者会連絡協議会 群馬県前橋市新前橋町13-12 群馬県社会福祉総合センター5F	027-288-0120 027-288-0121	25	2,965
6	埼 玉	小山 昭三	350-0808	埼玉県知的障害者入所施設家族会連合会 埼玉県川越市吉田新町3-12-1	049-231-0358 (TELと同じ)	22	1,043
7	千 葉	奥澤 時宗	270-1342	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会 千葉県印西市高花4-1-203	0476-46-3495 (TELと同じ)	48	2,854
8	東 京	島津 和夫	198-0213	東京都知的障害者施設家族会等連合会 東京都西多摩郡奥多摩町海沢431 社会福祉法人ふるさと福祉会 東京多磨学園内	0428-83-3402 0428-83-2579	1	650
9	神奈川	岩本 邦雄	235-0021	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 横浜市磯子区岡村3-15-14 岩本様方	045-751-1010 (TELと同じ)	32	3,109
10	長 野	太田嘉右エ門	380-0928	長野県知的障害福祉協会保護者会 長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター	026-225-0704 026-225-0714	50	2,627
11	愛 知	山本 勇	458-0812	愛知県知的障害者施設家族会連合会 愛知県名古屋市緑区神の倉1-167	080-5130-4061 052-876-1619	18	1,131
12	岐 阜	杉浦 克彦	500-8256	岐阜県知的障害者施設家族会連合会 岐阜県岐阜市八坂町50番地 社会福祉法人朋会	058-272-2870 (TELと同じ)	2	319
13	三 重	伊藤 憲一	514-1105	三重県知的障害者施設保護者連合会 三重県津市久居北口町2729-8	059-253-6478 (TELと同じ)	16	956
14	兵 庫	由岐 透	650-0016	ひょうごかぞくねっと 神戸市中央区橋通3-4-1 神戸市立総合福祉センター内	078-371-3930 078-371-3931	75	5,228
15	和 歌 山	堀内 正次	640-0112	和歌山県障害児者施設家族会連合会 和歌山県和歌山市西庄1107-1 総成園内	073-452-0294 073-452-2013	7	393
16	島 根	岡崎 茂喜	690-0011	島根県知的障害者施設保護者会連合会 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根内	0852-32-5976 0852-32-5982	24	1,352
17	山 口	三名木 最	753-0072	山口県知的障害者施設家族会連合会 山口市大手町9-6 山口県社会福祉会館内	083-925-2424 083-925-2212	23	700
18	愛 媛	菅野 仁美	793-0016	愛媛県知的障害者施設家族会連合会 愛媛県西条市大浜6324 社会福祉法人 あおい会星野里内	0897-53-1112 0897-53-1113	68	272
19	高 知	山本 純史	781-0321	高知県知的障害者施設家族会連合会 高知市春野町秋山2801-15 あじさい園内	088-894-2828 088-894-5555	6	250
20	福 岡	八木トミエ	812-0854	福岡県知的障害者施設保護者会連合会 福岡市博多区東月隈3-1-4-106 八木様方	092-503-0579 (TELと同じ)	28	1,720
21	佐 賀	西田 修	840-0851	佐賀県知的障害者施設保護者会連合会 佐賀県佐賀市天祐1-9-12 鶴典之様方	0952-24-2545 (TELと同じ)	5	400
22	長 崎	廣川 英雄	851-0131	長崎県知的障害者施設家族会連合会 長崎市松原町728-2 サントピア学園内	095-839-2400 095-837-1500	7	450
23	熊 本	渡邊 民雄	862-0909	熊本県知的障害者施設家族会連合会 熊本県熊本市東区湖東2-7-9 吉見様方	096-360-0630 (TELと同じ)	41	2,373
24	大 分	上蘭 哲郎	870-0816	大分県知的障害者施設家族会連合会 大分県大分市田室町9-80 アーバン田室411 岡本保博様方	097-543-2518 (TELと同じ)	18	1,050
25	宮 崎	国元 正紘	880-0041	宮崎県知的障害者施設保護者会連絡協議会 宮崎県宮崎市池内町塙井川3291	0985-39-1969 (TELと同じ)	11	633
26	鹿児島	兼廣 倫生	892-0847	鹿児島県知的障害者施設家族会連合会 鹿児島県鹿児島市西千石町13-11-810	099-226-5570	62	3,273
合 計							724 44,273

## ■平成26年度全国知的障害者施設家族会連合会賛助会員名簿

No.	都道府県	氏名	〒	施設名	TEL	会員数
1	秋田		018-3204	障害者支援施設 虹のいえ 秋田県山本郡藤里町矢坂字下一の坂2-1	0185-79-1234	40
2	埼玉	吉田 正行	358-0022	報恩施設 みどり保護者会 埼玉県入間市扇町屋1-9-36	04-2963-0382	100
3	埼玉	菊池 謙一	345-0043	埼玉県立嵐山郷保護者会 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野1-169	0480-34-6424	405
4	埼玉	大沢 利重		埼玉県新座市		1
5	東京	島津 和夫他	198-0231	東京多摩学園家族会 東京都西多摩郡奥多摩町海沢431 社会福祉法人ふるさと福祉会 東京多摩学園内	0428-83-3402	19
6	山梨		400-0813	社会福祉法人 園樹会 向徳舎保護者会 山梨県甲府市向町277	055-223-2500	51
7	岐阜		500-8174	ひまわりの丘第二学園育友会 岐阜県岐阜市栗矢田町1-6	058-264-1072	30
8	新潟	東城 昌子	950-0022	太陽の村保護者会 新潟県新潟市東区幸栄2-4-26	025-275-4734	51
9			940-0822	かきのみ園		32
10	石川		927-1717	社会福祉法人 つばさの会	0767-74-2055	30
11	滋賀	澤村 學		滋賀県彦根市		1
12	京都	伊佐 明子		京都市中京区		1
13	大阪	鳥羽 由紀子		大阪府藤井寺市		1
14	大阪	三尾興太郎	533-0032	利長の郷家族会 大阪府藤井寺市太子町		50
15	兵庫	福田 和臣	678-1241	兵庫県赤穂郡上郡町山野里2749-35 愛心園	0791-52-3959	1
16	兵庫	岡本 鈴代	678-1241	兵庫県赤穂郡上郡町山野里2749-35 愛心園	0791-52-3959	1
17	広島		726-0027	大日学園保護者会		70
18	徳島		779-3124	まゆやま学苑 保護者会 徳島県徳島市国府町中字松の本33-1	088-642-6500	32
19	高知	南 守	781-0321	高知市春野町秋山2801-15 あじさい園内		1
20	高知	南 幸子	781-0321	高知市春野町秋山2801-15 あじさい園内		1
21	佐賀	西田 リツ子		佐賀県三養基郡		1
22	沖縄	東恩納 清福		沖縄県那覇市		1
				合 計		920

## ■平成26年度全国知的障害者施設家族会連合会役員名簿

No.	役職	氏名	所 属
1	理事長	由岐 透	兵庫県知的障害者施設家族会連合会
2	副理事長	岩本 邦雄	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会
3	副理事長	南 守	高知県知的障害者施設家族会連合会
	理事		(加入都道府県連代表)
4	監事	伊藤 憲一	三重県知的障害者施設保護者連合会
5	監事	岡崎 茂喜	島根県知的障害者施設保護者会連合会
6	顧問	福田 和臣	愛心園企画室
7	顧問	田中 幹夫	弁護士
8	顧問	小賀 久	北九州大学教授
9	顧問	宗澤 忠雄	埼玉大学准教授
10	顧問	伊藤 周平	鹿児島大学法科大学院教授
11	顧問	小板 孫次	たんぱく福祉会
12	顧問	西村 孝志	西条学園
13	顧問	榎原 典俊	青葉仁会
14	顧問	桜田 星宏	虹のいえ
15	顧問	村井 公道	佐賀西部コロニー
16	顧問	山下 更生	東京多摩学園

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会  
〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1  
神戸市立総合福祉センター2F  
TEL 078(371)3930・FAX 078(371)3931  
mail:h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp  
URL: http://www5.ocn.ne.jp/~zensiren/

## 知的障害児者と自閉症児者のための総合補償制度

### 「生活サポート総合補償制度」



AIUの普通傷害保険

#### 『生活サポート総合補償制度』のご案内

AIUの普通傷害保険  
知的障害者等福祉団体傷害保険特約、  
地震・噴火・津波危険補償特約セット

#### 病気やケガまたはその検査のため

#### 入院をしたときの補償

持病・既往症の再発、精神疾患、  
検査入院・てんかん発作による入院も、  
補償の対象となります。

#### 入院給付金

※補償期間中に開始した入院が3日を超えた場合に、4日目以降から  
次の保険金をお支払いします。付添介護保険金  
(傷害疾病付添介護保険金)  
1日につき 8,000円  
(補償期間中30日限度)差額ベッド費用  
(傷害疾病入院時室料  
差額費用保険金)  
1日につき 3,000円  
(補償期間中30日限度)入院諸費用  
(傷害疾病入院諸費用保険金)  
1日につき 1,000円  
(補償期間中30日限度)入院一時金  
(傷害疾病入院一時金)  
1入院につき 5,000円

- 当制度に保険期間の中途で加入された場合、病気による入院についてはご加入日(補償の開始日)よりその日を含めて30日を経過した日の翌日以降に開始した入院がお支払いの対象となります。
- 入院一時金は、付添介護保険金、差額ベッド費用、入院諸費用のいずれかの支払い日数が30日に達した日の翌日以降の入院についてはお支払いできません。
- 入院一時金の単独でのご請求はできません。

#### 個人賠償責任保険金

他人に損害を与えたときの補償  
・日本国内外で日常生活中の事故により  
他人に対する法律上の損害賠償責任を負った場合他人への損害賠償 対人・対物  
法律上の損害賠償責任を  
補償1事故 1億円限度  
(自己負担額なし)

#### ケガをしたときの補償

地震・噴火・津波によるケガも  
補償対象になります。

#### 死亡・後遺障害

#### 入院・通院・手術 各保険金

地震・噴火・津波危険補償特約セット

10万円

#### ケガによる死亡

(死亡保険金)

後遺障害の程度に応じて  
4千円～  
10万円

#### ケガによる入院

(入院保険金)

1日 3,000円  
(事故の日から180日限度)

#### ケガによる通院

(通院保険金)

1日 2,000円  
(事故の日から180日以内の90日限度)

#### ケガによる手術

(手術保険金)

30,000円、15,000円  
(入院中) (入院中以外)  
事故の日からその日を含め180日以内に受けた  
所定の手術で1事故につき1回の手術に限ります。

#### 葬祭費用保険金(疾病葬祭費用保険金)

被保険者が補償期間中に病気により死亡し、  
補償期間中または補償期間の終了日から  
60日以内に葬儀が行われた場合に、親族の方が  
実際に負担された葬祭費用が支払われます。

10万円限度

#### 保険のお問合せはこちら

##### 取扱代理店

##### 株式会社ジェイアイシー

〒160-0023

東京都新宿区西新宿3-2-11

新宿三井ビル2号館2F

TEL:0120-213-119

受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く9:00～17:00

http://www.jicgroup.co.jp

##### 引受保険会社

##### AIU損害保険株式会社 東京第二支店

〒163-0814

東京都新宿区西新宿4-1新宿NSビル14階

TEL:03-6894-9110

受付時間:土・日・祝日・年末年始を除く9:00～17:00

http://www.aiu.co.jp

#### ご加入のお問合せはこちら

##### 一般社団法人 全国知的障害児者生活サポート協会 事務局

連絡先はTEL又はホームページにてご確認下さい。

TEL:03-5577-6351

http://www.zensapo.jp

加入窓口は全国の全国知的障害児者生活サポート協会傘下の各都道府県団体の事務局となります。

(D-001546 2015-4)

# 助け合えば力となる 互助の精神 !!

一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

◆ 入会金 10,000 円

◆ 保険料 12,000 円(年間)

## 【入院保障保険の保証内容】

- 付添介護保険金(付添人) 日額 上限 8,000 円(被保険者負担実費×付添日数)
- 付添保険金(家族) 日額 3 時間以上 12 時間未満(2,500 円×付添日数)  
日額 12 時間以上(5,000 円×付添日数)
- 差額ベッド費用保険料 日額 上限 5,000 円(負担実費×差額ベッド利用日数)
- 死亡保険金 保険証券記載の死亡保険金額 10,000 円

【1会計年度(4/1~3/31) 90 日を限度・通算限度日数 900 日】



互助会は、まだ知的障害者が入れる保険が無かったころ、入院した際に負担を求められる室料と付き添いについての補助を目的に、助け合おうという相互扶助の精神で立ち上げた組織です。他の保険会社とは設立の志が違います。皆さんで守り育ててほしい組織です。

互助会のある県：兵庫・三重・福井・岡山・広島・山口・島根・熊本

## 知的障害者福祉総合補償制度（普通傷害保険）

ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした補償です。

詳細は下記代理店までお問い合わせください。

### 賠償補償 第三者に損害を与えてしまった

日常生活において誤って他人にケガをさせたり、他人のものを壊したりする事によって法律上の賠償を請求されたときにお役に立ちます。



買い物中、高価な商品を落として壊した

### 傷害 障害者本人が思わぬ事故でケガをした

施設内の事故だけでなく、交通事故やレジャー中の事故など、さまざまな事故によるケガに対して後遺障害から手術・入院・通院まで幅広くお役に立ちます。



車にはねられてケガをした



階段から落ちてケガをした

取扱代理店

有限会社ウェルフェアサービス

〒130-0022 東京都墨田区江東橋4丁目24-3

Tel : 03-5625-1351 FAX : 03-3631-7120



エース損害保険株式会社 東京支店

〒141-8679 東京都品川区北品川6丁目7番29号

ガーデンシティ品川御殿山

Tel: 03-6364-7070 (代) <http://www.acegroup.com/jp>

### 編集

愛知県知的障害者施設家族会連合会

三重県知的障害者施設保護者会連合会

岐阜県知的障害者施設家族会連合会

### 印刷

社会福祉法人 ひまわり福祉会 くすの木

〒488-0833 愛知県尾張旭市東印場町二反田146

TEL 0561-54-8677 · FAX 0561-52-5492



愛知県知的障害者施設家族会連合会  
三重県知的障害者施設保護者会連合会  
岐阜県知的障害者施設家族会連合会



# ようこそ!! 全国大会in愛知へ

## 21日

- ★お荷物はクローケーへお預けください。
- ★会場は指定席です。参加証に書かれている所にご着席下さい。
- ★ホテル宿泊のチェックインは、討論会終了後、会場前で受け付けます。
- ★交流会は大会会場で行いますが、30分ほど準備時間を頂きます。18:05までには、お戻りください。（交流会に参加申込みをされている方には、名札に印がついています）
- ★交流会会場は討論会と同じお席を決めさせていただいております。名札にお席名が記載されていますので、ご確認の上ご入場ください。
- ★物販各店は、愛知県知的障害者福祉協会所属の各施設からの出店です。是非お土産にお買い求めください。

## 22日

- ★朝食、チェックアウトを済ませて会場へおいでください。
- ★会場は昨日と同じ席です。
- ★受付の必要はありません。そのまま会場へお入りください。

### 《お知らせ》

全施連理事会へご出席の方は大会終了後、1階会議室「桃の間」にお集まりください。昼食を用意しております。昼食後に理事会を行います。

- ★喫煙場所は、1階指定場所にございます。
- ★体調の悪い方は、救護班が会場内に待機しておりますので、お近くのスタッフにお気軽に声をおかけください。

### 《お願い》

- ★ホテル内は喫煙場所を除き禁煙です。ご協力ください。
- ★会場内においては、携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしてください。
- ★資料袋の中に、アンケート用紙が入っています。ご記入の上、会場出口の回収箱に入れてください。
- ★会場入り口に募金箱を設置しています。全施連の運営費に当てますので、ご協力のほどお願い申し上げます。
- ★ご不明な点は、オレンジジャンバーを着ているスタッフへお気軽にお声をかけてください。

# 全施連第10回記念全国大会in愛知・歓迎のご挨拶

今日、尊い導縁により出会うことができ全国各地からお集まり頂いた皆様に、心から歓迎と感謝を申し上げます。

また、多くのご来賓の皆さんにはご多用のなかご臨席いただきました事、改めて心より御礼と感謝申し上げます。

今年は障害者差別解消法の国連での承認はじめ、多くの節目の年でございました。全国の家族会連合会が、諸制度の変化の中で誕生して10年。日本での障害児教育がこの愛知県で始まって123年目。そのきっかけは1891年10月28日岐阜県根尾谷を震源とする濃尾地震に孤女教育のために東京から来られその中の知的障害児に目を留められ滝乃川学園を創立された石井亮一先生でございました。そして、その石井亮一先生が知的障害児者教育の向上のため現在の日本知的障害者福祉協会、当時の日本精神薄弱児愛護協会を設立されたのが1934年10月22日。丁度、本大会開催日で80年という節目の多い年に、このお伊勢様の方角から最も良い風と言われる“あえの風”吹き渡る「あゆちの郷」そして、東海道の京に上る、東に下る、どちらも入口にあたる“穂の国”豊橋で460名余の方にお集まり頂き開催できます事に尊いご縁と、ご来賓はじめ関係者の皆さんのご厚情に改めて厚く御礼申し上げます。

今日・明日のこの大会で冊子にも掲載していますが、私たちは一昨年、従来型の入所施設を守るのではなく、安心して生涯を見通せて、それぞれの人にふさわしい暮らしの拠点を求めて「新しい生活施設の在り方」<親の想いを社会に届けたい>の提言をいたしました。なかでも、「終のすみか」について家族はどのような具体的なイメージがあるのか・どんなところ? どんな条件が必要か?・それらはなぜできないのか?そして・家族に決意はあるのか?など鼎談を基にした討論会で各地の方の思いを受け止めて頂きたく指定・配席させて頂きました。その中の出会いが、福祉を進める中核を担われるみなさんの人生を、より一層輝かせるきっかけになれば本当にうれしく思います。そして、その光が、みなさんの周りを照らし、やがて日本を照らし、いま一度“人としての良い旅、良い人生”と言われる本来の福祉になっていく光になることを心から願っております。

椰子の実が流れ着いた渥美半島の先端、恋路が浜をはじめ渡辺華山の故郷田原、豊川稻荷など歴史と文化そして観光地も近くにございます。大会後には是非お立ち寄りいただきますように、又ホールでは愛知県内施設の利用者が心をこめて作った品々が販売されています。勿論、小賀先生はじめ皆様に有益な書籍の販売もございます。これから活動の糧になれば幸いです。

最後になりますが、この大会と共に推進してくださった全国の皆様に心より感謝申し上げまして、歓迎の挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました！

(愛施連 山本)

# 平成26年度 第10回 全国大会in愛知・アンケート

この度は全国大会in愛知にご参加いただき有難うございました。  
今後の参考にさせていただきますので、アンケートにご協力下さい。

## 1. 大会全体について (○・△・×でお答えください)

- ・参加して良かったですか ( )
- ・その他ご意見、ご感想をお書きください。

## 2. 基調鼎談について (○・△・×でお答えください)

- ・よく理解できましたか ( )
- ・もっと聞きたいと思いましたか ( )
- ・その他ご意見、ご感想をお書きください。

## 3. 全員参加型討論会「終の住処はどこですか」について

- ・ご意見、ご感想をお書きください。

## 4. 全施設に望むことやご意見がありましたら、お書きください。